

久米島堆肥センター業務委託

仕 様 書

令和7年度

久 米 島 町

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1 目的

本仕様書は、久米島堆肥センターを正常に運営し、その機能維持に努め、誠実、適正な業務委託について、必要な事項を定める。

2 業務名

久米島堆肥センター業務委託

3 所在地

沖縄県久米島町字嘉手苧 1796 番地の36

4 業務委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 委託料

業務委託料については概ね下記のとおりとする。

- ① 1年目 16,800千円、2年目 16,800千円、3年目 16,800千円
- ② 4年目以降は運営状況により、受託者と協議の上決定する。

6 業務に係る委託料の支払い

受託に係る年度ごとに業務委託契約の範囲内で決定し、業務履行月（又は業務履行年度内に分割）ごとに支払う

7 販売料金の取扱い

- ① 受託者は販売料金を収入として収受し、事業の充実に資する目的に使用することができる
- ② 販売料金の価格の変更等は、乙があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

8 業務範囲

- (1) 堆肥の製造及び販売に関する業務
- (2) 堆肥センターの維持管理に関する業務

9 施設の規模

(1) 建造物

堆肥化施設等	2,014.2 m ²
材料倉庫棟	2,931.0 m ²
管理棟	67.45 m ²
原料庫	209.0 m ²
原料置き場	400.0 m ²

(2) 設備

処理装置一式(ブローワー等)
袋詰機
ふるい機
積付け機

(3) 車両等

軽トラック(ダンプ)
ホイールローダー4台
トラック2台(4t)
アームロール車(コンテナ含む)
堆肥散布車
自走式破砕機
フォークリフト
小型バックホー

第2節 一般事項

1 仕様書の適用範囲

- (1) 本仕様書は、久米島町(以下「甲」という。)が発注する「久米島堆肥センター業務委託」に適用する。
- (2) 受託者(以下「乙」という。)は、本仕様書に定めのないもので業務遂行上必要と思われるものについては、甲・乙協議のうえ決定し行うものとする。

2 規則及び関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては「久米島町堆肥センター規則」及び「土壤汚染対策法」「水質汚濁防止法」「家畜排せつ物法」その他関係法令等を遵守するものとする。

3 秘密の保持

乙は、業務委託の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 留意事項

- (1) 甲が委託業務に係る資料の提出を求めた場合は、乙は速やかにこれに応じなければならない。
- (2) 乙は、甲の許可なく委託業務履行上不要なものを施設内に持ち込んで서는ならない。
- (3) 乙は、甲の許可なく従事者以外の者を立ち入らせてはならない。

5 提出書類

乙は、業務着手までに次の書類を甲に提出しなければならない。尚、承認された事項を変更しようとする時は、その都度承認を受けるものとする。

- ①組織表
- ②従事者名簿（含有資格者名簿）
- ③行政財産使用許可申請書
- ④その他必要な書類

6 指示の履行

乙は、甲の指示に従って委託業務に従事しなければならない。

7 有資格者の配置

乙は、委託業務を遂行するために必要な次に掲げる有資格者を配置させるものとする。

- ① 大型自動車免許
- ② 大型特殊免許
- ③ 車両系建設機械免許

8 従事者の労務管理

乙は、従事者の労務管理を行わなければならない。

- ① 従事者の名簿を提出すること。又、異動があった場合は、その都度文面により報告すること。
- ② 従事者のうちから業務責任者、代理責任者を定め報告すること。
- ③ 従事者には、軽快に動作できる服装及び名札を着用させ常に清潔に保つこと。
- ④ 従事者の負傷、疾病その他の理由により業務遂行に支障がある場合は、交替要員を確保し、委託業務に従事させること。
- ⑤ 委託業務を遂行する上で、不相当と認める従事者がいるときは、当該従事者を交替させること。

9 従事者の安全衛生管理

乙は、従事者の安全衛生管理を行わなければならない。

- ① 従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
- ② 乙は、安全作業要領を作成するとともに、従事者の業務訓練、安全衛生教育を

徹底し、事故発生の防止に努めること。

- ③ 指示作業を行う場合は、関係法令に従い選任技術者の指示により有資格者が作業を行うものとし、作業時は保護具を必ず着用すること。
- ④ 緊急時の連絡体制、機器の作業手順を定め、従事者の安全対策を講ずること。
- ⑤ 火災防止のため各箇所には火元責任者を選び、火気の取り扱いを徹底させるとともに消火訓練を定期的実施すること。
- ⑥ 従事者の健康管理上、必要な健康診断等を実施すること。

1 0 損害賠償

委託業務の遂行にあたり、乙に生じた損害又は乙が第三者に及ぼした損害は、すべて乙が負担するものとする。ただし甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

1 1 費用負担

乙が負担する費用は、次に掲げるとおりとし、これを除く費用は甲が負担するものとする。

- ① 委託業務の従事者の人件費
- ② 委託業務遂行上の不足の事故に対する損害保険料
- ③ 委託業務に要する管理費
- ④ 委託従事者が使用する物件で事務消耗品、石鹸、安全帽、作業帽、作業服等の衣服類
- ⑤ 通勤時に使用する車両に関する費用
- ⑥ 電話、郵便等の通信費
- ⑦ 一部の従事者の駐在費用
- ⑧ 委託業務に要するエネルギー及び電気、ガス、水、燃料、薬品、油、ウエス等
- ⑨ 設備の 5 万円以下の修繕料

1 2 設備及び物件の貸与

甲が受託者に貸与する設備及び物件は、次のとおりとする。

- ① 付属工具、工業用工具、測定用器具
- ② 記録、報告に必要な用紙類
- ③ 委託業務に必要な事務室、休憩室、浴室、洗濯場等の設備及び机、椅子、ロッカー等
- ④ 電話回線の借用
- ⑤ 安全保護具
- ⑥ その他受託者負担以外の費用又は物件

1 3 業務管理

乙が業務を遂行するにあたって遵守する事項は、次のとおりとする。

- ① 乙は、甲の管理職員の指示に従い、業務を適正かつ円滑に処理すること。
- ② 機械設備の運転操作又は、使用にあたっては最善なる注意を払うこと。
- ③ 機械設備の異常又は、故障を発見した時は速やかに適正な処置をとるとともに、甲の管理職員に報告し、その指示をうけること。
- ④ 運転、点検、監視に関する記録、報告書等は所定の用紙により甲の管理職員に報告すること。
- ⑤ 運転効率を高めるなど絶えず技術の向上に努めること。
- ⑥ その他、業務の迅速かつ適正な遂行に協調し、職場の秩序を保つこと。
- ⑦ 乙は、堆肥の品質向上のために、適宜成分分析を行い甲に報告すること。又その成分分析費用は、乙の負担とする。

第2章 特記仕様書

1 委託業務の範囲

乙が行う委託業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 堆肥の製造及び販売に関する業務
- (2) 堆肥センターの維持管理に関する業務
- (3) 設備、備品の補修業務
甲乙合意の基、簡易補修については甲より部品支給を行い対処するものとする。
- (4) その他甲が指示する業務

2 就労時間

月曜日～金曜日 週5日の稼働予定

就業時間 午前8時00分～午後4時00分

※就労日、就労時間は甲乙協議の上変更することが出来る。また業務の状況に応じて変更等が生じる場合は、速やかに甲乙協議し対処しなければならない。

3 休日

- (1) 毎週土曜、日曜日及び、公休日 ※久米島町会計年度任用職員に準ずる

4 雇用対策

乙は、従事者の採用にあたっては、現在雇用している職員を再雇用すること。また地元を優先させるとともに委託業務が円滑に行われるよう十分な教育訓練を実施しなければならない。

5 車両等の使用

甲が他業務で車両等が必要になった場合甲乙協議を行い、業務調整の上、甲は借用することが出来る。